

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【公表番号】特表2006-512596(P2006-512596A)

【公表日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2006-015

【出願番号】特願2004-535579(P2004-535579)

【国際特許分類】

G 02 B 5/02 (2006.01)

G 02 F 1/13357 (2006.01)

F 21 S 2/00 (2006.01)

F 21 Y 103/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/02 B

G 02 F 1/13357

F 21 S 1/00 E

F 21 Y 103:00

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス基材(21)と、該ガラス基材上に堆積された拡散層(22)とを含む拡散基材(20)であって、該ガラス基材(21)が、EN410規格に従って380~780nmの波長範囲に関して計算された少なくとも91%の光透過率を有することを特徴とする、拡散基材。

【請求項2】

前記光透過率が少なくとも91.5%であることを特徴とする、請求項1に記載の拡散基材。

【請求項3】

前記ガラス基材(21)が、

【数1】

7110

$$[\text{Fe}_2\text{O}_3]_t \leq \frac{(1.52 \times e + 0.015) + (17.24 \times e + 0.37) \times \text{レドックス}}{\text{レドックス}}$$

のような全鉄含有量を有し、 $[\text{Fe}_2\text{O}_3]_t$ がppmで表され、組成物中の全鉄分に一致し、eがガラスの厚さ(mm)であり、レドックスがレドックス = $[\text{FeO}] / [\text{Fe}_2\text{O}_3]_t$ で規定され、0~0.9であることを特徴とする、請求項1に記載の拡散基材。

【請求項4】

前記ガラス基材(21)が、
【数2】

$$\text{[Fe}_2\text{O}_3\text{]}_t \leq \frac{2110}{(1.52 \times e + 0.015) + (17.24 \times e + 0.37) \times \text{レドックス}}$$

のような全鉄含有量を有し、 $[\text{Fe}_2\text{O}_3]_t$ がppmで表され、組成物中の全鉄分に一致し、eがガラスの厚さ(mm)であり、レドックスがレドックス = $[\text{FeO}] / [\text{Fe}_2\text{O}_3]_t$ で規定され、0~0.9であることを特徴とする、請求項2に記載の拡散基材。

【請求項5】

前記拡散層(22)が、バインダー中の凝集粒子から構成され、該粒子が0.3~2μmの平均直径を有し、該バインダーが10~40vol%の割合であり、該粒子が0.5~5μmのサイズの凝集体を形成することを特徴とする、請求項1~4のいずれか1項に記載の拡散基材。

【請求項6】

前記粒子が、半透明粒子であることを特徴とする、請求項5に記載の拡散基材。

【請求項7】

前記粒子が、無機粒子であることを特徴とする、請求項5に記載の拡散基材。

【請求項8】

前記無機粒子が、酸化物、窒化物又は炭化物であることを特徴とする、請求項7に記載の拡散基材。

【請求項9】

前記ガラス基材(21)が、少なくとも以下の成分に基づいたガラス組成を有することを特徴とする、請求項1~8のいずれか1項に記載の拡散基材。

【表1】

	wt%
SiO ₂	65~75
Al ₂ O ₃	0~5
CaO	5~15
MgO	0~10
Na ₂ O	5~20
K ₂ O	0~10
BaO	0~5
ZnO	0~5

【請求項10】

前記ガラス基材(21)が、最大4.0mmの厚さeに関して91.50%の最低光透過率を有し、全鉄含有量が200ppm、レドックスが0.05未満であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の拡散基材。

【請求項11】

前記ガラス基材(21)が、最大4.0mmの厚さeに関して91%の最低光透過率を

有し、全鉄含有量が 1 6 0 p p m、レドックスが 0 . 3 1 であることを特徴とする、請求項 1 に記載の拡散基材。

【請求項 1 2】

前記ガラス基材（2 1）が、最大 1 . 5 m m の厚さ e に関して 9 1 . 5 0 % の最低光透過率を有し、全鉄含有量が 1 6 0 p p m、レドックスが 0 . 3 1 であることを特徴とする、請求項 2 に記載の拡散基材。

【請求項 1 3】

前記ガラス基材（2 1）が、最大 1 . 2 m m の厚さ e に関して 9 1 % の最低光透過率を有し、全鉄含有量が 8 0 0 p p m、レドックスが 0 . 3 3 であることを特徴とする、請求項 1 に記載の拡散基材。

【請求項 1 4】

前記ガラス基材（2 1）が、最大 1 . 2 m m の厚さ e に関して 9 1 % の最低光透過率を有し、全鉄含有量が 1 0 5 0 p p m、レドックスが 0 . 2 3 であることを特徴とする、請求項 1 に記載の拡散基材。

【請求項 1 5】

バックライティングシステムを製造するための、請求項 1 ~ 1 4 のいずれか 1 項に記載の拡散基材の使用。

【請求項 1 6】

前記バックライティングシステムが L C D スクリーンに設けられた、請求項 1 5 に記載の使用。

【請求項 1 7】

前記バックライティングシステムがフラットランプに設けられた、請求項 1 5 に記載の使用。